

鹿沼市水道事業指定給水装置工事事業者の違反行為の処分に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿沼市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道事業管理規程第4号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）の指定の取消し及び指定の効力の停止に係る措置の取扱いその他の事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(処分等の基準)

第2条 管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）は、指定工事事業者が別表に定める違反行為（以下「違反行為事案等」という。）を行った場合は、同表に定める処分を行うものとする。

(事案の報告及び経緯書の提出)

第3条 職員は、指定工事事業者に違反行為事案等があった場合は速やかに水道技術管理者に報告しなければならない。

2 水道技術管理者は、前項の規定による報告を受けた場合は、直ちに状況を調査把握し、部長に報告しなければならない。この場合において、水道技術管理者は、報告に係る指定工事事業者に対して経緯報告書の提出を求めるとともに、事実関係の報告書を作成し、水道部長に提出するものとする。

(審査委員会の招集及び構成)

第4条 水道部長は、違反行為事案等が発生した場合の処分等に関しその適否等を審査するため、規程第18条に基づき、鹿沼市水道事業指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を招集する。

2 審査委員会は、鹿沼市水道事業指定給水装置工事事業者審査委員会要綱の規定に準じて執り行うものとする。

(意見陳述のための手続)

第5条 市長は、審査委員会における審査の結果、違反行為事案等の内容が処分に対応すると判断した場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）に定めるところにより、当該処分の名宛人となる者に対し、意見陳述のための聴聞又は弁明の機会の付与の手続を行うものとする。

(処分後の給水装置工事申請等の取扱い)

第6条 処分の通知を受けた指定工事事業者は、当該処分の効力が発生する日から指定工事事業者としての業務を行うことができない。ただし、市長が必要と認め

るときは、この限りではない。

- 2 処分の通知を受けた指定工事事業者は、当該処分の効力が発生する日の前日までに申請を受けた給水装置工事については、当該指定工事事業者自らの責任において他の指定工事事業者に行わせるものとし、市長に施工引継報告書を提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、指定工事事業者の違反行為に対する処分等に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、令和2年5月1日から施行する。

別表（第2条関係）

違反項目及び根拠条文	関係条項		違反内容	処分内容	
	水道法	水道法 施行規則			
指定要件違反 第25条の11第1項第1号	第25条の3第1項 第1号	第21条 第1項	1 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定の取消し	
	第25条の3第1項 第2号	第20条	2 厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定の取消し	
	第25条の3第1項 第3号イ・ロ		3 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの、または破産の宣告を受けたとき。	指定の取消し	
	第25条の3第1項 第3号ハ		4 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、または刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定の取消し	
	第25条の3第1項 第3号ニ		5 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定の取消し	
	第25条の3第1項 第3号ホ		6 業務に関し、不正または不誠実な行為をするおそれがあることが判明したとき。		
			(1) 無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。	指定の取消しまたは指定の停止	
			(2) 道路掘削許可または道路使用許可を受けずに指定給水工事を施行したとき。	指定の停止	
			(3) 施行上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	指定の停止	
			(4) 施行上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、または被害を与えたとき。	指定の停止	
			第36条第4号	(5) 研修の機会を確保しなかったとき。	文書による注意
				(6) 文書による注意に従わないとき。	文書による警告
	第16条の2第3項		(7) 文書による警告に従わないとき。	指定の停止	
			(8) 管理者の権限を行う市長の承認を受けず、給水装置工事を施行したとき。 鹿沼市水道事業給水条例第6条第2項	指定の停止	
(9) 工事完了後、管理者の検査を受けなかったとき。			指定の停止		
第25条の3第1項 第3号ヘ		(10) その他の違反行為。	指定の停止		
		7 法人であって、その役員のうち法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれかに該当する者がいることが判明したとき。	指定の取消し		
給水装置工事主任技術者 選任等義務違反 第25条の11第1項第2号	第25条の4 第1項及び第2項	第21条第1項 及び第2項	1 給水装置工事主任技術者の選任または解任の届出をしないとき。	指定の取消し	
	第25条の4第1項	第21条第3項	2 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	指定の停止	
届出義務違反 第25条の11第1項第3号	第25条の7	第34条	1 事業者および事業所の名称、所在地等の変更の届出をしないときまたは虚偽の届出をしたとき。	指定の取消し	
		第35条	2 休止、廃止および再開の届出をしないときまたは虚偽の届出をしたとき。	指定の取消し	
事業の運営基準違反 第25条の11第1項第4号	第25条の8	第36条第1号	1 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	文書による注意	

別表（第2条関係）

違反項目及び根拠条文	関係条項		違反内容	処分内容
水道法		水道法 施行規則		
		第36条第2号	2 配水管から分岐して給水管を設ける工事および給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管および他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させないとき、またはその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	指定の停止
		第36条第3号	3 管理者の権限を行う市長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	指定の停止
		第36条第5号イ	4 水道法施行令（昭和32年政令336号）第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。	指定の停止
		第36条第5号ロ	5 給水管および給水用具の切断、加工、接合等に適合しない機械器具を使用したとき。	指定の停止
		第36条第6号	6 指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置工事ごとに記録を作成させなかったとき、または、当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	指定の停止
工事施行に関する義務違反 第25条の11第1項第5号、 第6号及び第7号	第25条の9		1 給水装置の検査の際、管理者の権限を行う市長の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	指定の停止
	第25条の10		2 給水装置工事に関する報告または資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、または虚偽の報告もしくは資料を提出したとき。	指定の停止
	第25条の10		3 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、または与えるおそれ大きいとき。	指定の取消し
不正申請 第25条の11第1項第8号			1 不正の手段により指定給水装置工事事業者として指定を受けたとき。	指定の取消し